

「もっと県産材を使おう」推進事業実施要領の運用について

平成 26 年 5 月 30 日農林水第 30-158 号制定

「もっと県産材を使おう」推進事業実施については、「もっと県産材を使おう」推進事業実施要領（平成 23 年 6 月 28 日農林水第 05-123 号。以下「要領」という。）に定めるもののほか、当運用に定めるところによる。

第 1 事業主体の選定

補助事業者は、「三重の木」等推進事業及びエコブランド「あかね材」利用促進事業の事業主体を広く公募したうえで、以下の通りに選定するものとする。

1 事業主体の公募

事業主体は、補助事業者が別に定める期限までに、下記の書類を提出するものとする。

- (1) 事業実施計画書（様式 1）
- (2) 事業内訳書（様式 2-1～2-3）
- (3) 申請事業者役員等一覧表（様式 3）

2 事業主体の選定及び通知

補助事業者は、(1) の観点により、事業計画書の審査を行い、厳正・公平に事業主体を選定するとともに、すみやかに選定結果を通知するものとする。

(1) 事業計画書の選定に係る主な審査項目

- (ア) 「三重の木」認証材及び「あかね材」認証材に関する基本的な知識を有しているか
- (イ) PR 活動について、新聞広告等により広く一般消費者への周知が図られるものとなっているか
- (ウ) PR 活動の内容には創意工夫がみられるか
- (エ) PR 活動の内容には新規性がみられるか
- (オ) PR 活動の内容は多くの来場者が見込まれる魅力的なものであるか
- (カ) 県産材のトレーサビリティを明確にできるか
- (キ) 「あかね材」の普及活動に継続性が見込まれるか

第 2 事業主体の事業実施に係る取組内容等

1 「三重の木」等推進事業

- (1) 事業の取組内容は一般住宅における「三重の木」認証材等の利用促進につながる取組であること。
- (2) 事業の実施にあたり、新聞・広告等により広く一般消費者へ周知を行い、多くの来場者が見込まれるように努めること。
- (3) 事業実施の際には、補助事業者が定めるアンケートを実施するとともに、アンケ

ート結果を集計すること。

- (4) 事業実施の際には、一般住宅における「三重の木」認証材等の県産材を利用する意義や品質などについて分かりやすく説明すること。
- (5) 住宅の構造見学会及び完成見学会を開催する場合に使用する住宅は「三重の木」認証材及び「あかね材」認証材及び県産 JAS 材を過半以上使用し、その証明となるものを補助事業者が別に定める期限までに提出すること。

2 エコブランド「あかね材」利用促進事業（「造るパートナー企業」創出事業）

- (1) 事業の取組内容は一般住宅における「あかね材」等の利用促進につながる取組であること。
- (2) 事業の実施にあたり、新聞・広告等により広く一般消費者へ周知を行い、多くの来場者が見込まれるように努めること。
- (3) 事業実施の際には、補助事業者が定めるアンケートを実施するとともに、アンケート結果を集計すること。
- (4) 事業実施の際には、刻印やラベルを貼るなど、来場者に「あかね材」認証材が使用されていることを伝えること。
- (5) 事業実施の際には、「あかね材」認証材等の県産材を利用する意義や品質などについて分かりやすく説明すること。

3 エコブランド「あかね材」利用促進事業（「見せるパートナー企業」創出事業）

- (1) 事業の実施にあたっては、新聞・広告等により広く一般消費者へ周知を行い、多くの来場者が見込まれるように努めること。
- (2) 事業実施の際には、補助事業者が定めるアンケートを実施するとともに、アンケート結果を集計すること。
- (3) 事業実施の際には、刻印やラベルを貼るなど、来場者に「あかね材」認証材が使用されていることを伝えること。
- (4) 事業実施の際には、「あかね材」認証材等の県産材を利用する意義や品質などについて分かりやすく説明すること。

第3 交付申請等

1 交付申請

事業主体は、補助事業者が別に定める期限までに、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 交付申請書（様式4）
- (2) 事業計画書（様式2-1～2-3）

2 交付決定

補助事業者は、事業主体から交付申請を受けた場合には、内容を審査の上、適正と認

める場合には、すみやかに交付決定し、事業主体へ通知するものとする。

3 実績報告

事業主体は、事業終了後すみやかに補助事業者へ以下の書類を提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書（様式5）
- (2) 事業成績書（様式2-1～2-3）

4 現地検査、書類検査等

- (1) 事業主体は、事業実施にかかる認証材などの証拠写真やイベントの状況写真を撮影し、補助事業者の求めに応じて提出すること。
- (2) 補助事業者は事業実施にかかる書類検査を全数行うとともに現地検査を必要に応じて行い、適正な補助事業の実施を図るものとする。

5 書類の保管

補助事業者等は、事業の実施にあたり本事業と他の事業の経理を区分し、支出の証拠書類や写真等を事業終了後5年間保管すること。

様式1

平成 年 月 日

「三重の木」利用推進協議会会長 あて

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名 印

「もっと県産材を使おう」推進事業実施計画書

平成26年度において、「もっと県産材を使おう」推進事業を実施したいので、「もっと県産材を使おう」推進事業実施要領の運用について第1の(1)に基づき、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

1. 「三重の木」等推進事業（内訳・計画・成績）書（様式2-1）
2. 申請事業者役員等一覧表（様式3）

「三重の木」等推進事業（内訳・計画・成績）書

1 認証事業者

代表認証事業者名		認証番号	
住所			
代表者名			

認証事業者名		認証番号	
住所			
代表者名			

2 取組内容等

取組内容 及び 取組期間	
--------------------	--

3 経費内訳

経費区分	単価（円）	数量	金額（円）
合 計			

（注1）経費区分は、「もっと県産材を使おう」推進事業実施要領「別表1」の内容を記入すること。

様式 3

申請事業者役員等一覧表

シイ(半角カタ)	氏名	生年月日				性別	備考 1 (漢字の異字体など)	備考 2 (法人等名)
		元号	年	月	日			

(注) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱に定める役員とは下記のとおりである。

- ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者
- イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者
- ウ 個人にあつては、その者及びその者に対し支配関係にある者

様式4

〇〇第〇〇号
平成〇年〇月〇日

「三重の木」利用推進協議会会長 あて

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名 印

「もっと県産材を使おう」推進事業費補助金交付申請書

平成26年度において、「もっと県産材を使おう」推進事業を実施したいので、「もっと県産材を使おう」推進事業実施要領の運用について第3の(1)に基づき、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

1. 「もっと県産材を使おう」推進事業計画書（様式2-1～2-3）
2. 申請事業者役員等一覧表（様式4）

様式5

平成26年度「もっと県産材を使おう」推進事業実績報告書

〇〇第〇〇号
平成〇年〇月〇日

「三重の木」利用推進協議会会長 あて

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 印

平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇〇号で「もっと県産材を使おう」推進事業費補助金の交付の決定の通知があった「もっと県産材を使おう」推進事業について、「もっと県産材を使おう」推進事業実施要領の運用について第4の(1)の規定により、次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 「もっと県産材を使おう」推進事業成績書（様式2-1～2-3）
- 2 「もっと県産材を使おう」推進事業費補助金請求書（様式6）

様式 6

平成 26 年度「もっと県産材を使おう」推進事業費補助金請求書

〇〇第〇〇号
平成〇年〇月〇日

「三重の木」利用推進協議会会長 あて

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 印

平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇〇号で「もっと県産材を使おう」推進事業費補助金の交付の決定の通知があった「もっと県産材を使おう」推進事業について、金〇〇〇〇〇〇円を請求する。

振り込み先

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 番号〇〇〇〇〇〇

(フリガナ)

口座名義